

令和4年3月25日

各会員事業者様

公益社団法人 広島県トラック協会
専務理事 森井 茂人

「飲酒運転根絶宣言事業所」登録受付の開始について

飲酒運転の根絶については、令和4年度から取り組む新たな交通安全事業である「交通安全トライアングルプラン2025」の重点取組事項の1番目に掲げ、その取組の柱として飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)登録制度(以下、「登録制度」という。)を実施するものです。

プロドライバーとして飲酒運転はあってはならず、飲酒運転の根絶は、業界を挙げて取り組むべきものであります。

ついでには、本制度の趣旨にご賛同いただき、飲酒運転根絶宣言事業所の登録をお願い致します。併せて、各事業所において飲酒運転を「絶対しない!させない!許さない!」という機運を盛り上げていただきますようお願い致します。

1 飲酒運転根絶宣言事業所登録制度の趣旨

トラック運送事業における飲酒運転を根絶するとともに、飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない」という県民意識の高揚を図り、もって飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、公益社団法人広島県トラック協会が広島県警察と連携して実施するものです。

○飲酒運転根絶宣言事業所(以下、「宣言事業所」という。)登録
飲酒運転根絶の意思表示を登録するもの。

○飲酒運転根絶宣言事業所ゴールド(以下、「ゴールド事業所」という。)登録
飲酒運転根絶に関する模範的な取組を行う事業所として登録するもの。

2 第1次登録受付

令和4年4月1日(金)から6月30日(木)まで(登録は7月1日付)

※ 以後、随時受付・登録

3 申請方法

初年度は、「宣言事業所」としての登録のみです。

「飲酒運転根絶宣言書」(登録制度別記様式1)に署名・押印のうえ、「飲酒運転根絶宣言事業所(ゴールド)登録申請書」(登録制度別記様式2)に添えて、各所属支部に提出してください。

※ 「ゴールド事業所」の登録については、「宣言事業所」登録後2年を経過してからとなります。登録時期については、別途通知します。

2年後の「ゴールド事業所」登録を目指して頑張ってください。

4 登録後の措置

(1) ホームページへの搭載

登録事業所については、原則として協会 HP に搭載します。

(2) 登録証・プレートの掲出

登録後、後日各事業所に県警察と協会連名の登録証と登録事業所であることを示すプレートを交付しますので、事業所の来訪者の見えやすいところに掲出してください。

(3) 各事業所への支援

登録後、各事業所において飲酒運転根絶へ向けた取組を実施していただくこととなりますが、協会は警察本部と連携して啓発に関する情報提供するほか、講師派遣、啓発資機材の貸し出し等を行うので、希望される場合は、支部事務局を經由して協会本部事務局あてご相談ください。